

英文表示で見えるもの

1. リスト規制該当品取扱い企業における内部規程の要否

6月22日の本欄で私は、「“ホワイト包括許可”取得に内部規程整備は不要」という言説を批判しました。あのときの主な論点は次の通りですが、1つ肝心なことを忘れていました。

6月22日の論点

- ① 包括許可申請企業はリスト規制品取扱い企業でもあるから、遵守基準省令第二号レベルの社内管理が必要である。
- ② 現実には省令の要求を超えるレベルの管理も必要であろう。(例えば「書類保管」は包括許可使用者なら絶対に必要。省令は「努力義務」と述べているが、それですむような甘いものではない)
- ③ 上記の管理を行うためには何らかの「きまりごと」を社内に設ける必要がある。(「きまりごと」なしでできるものか、試して御覧になってはどうか) つまり内部規程は必要である。
- ④ 世間では「田村大臣通達 9 か条対応のもののみ」に限定して内部規程を理解する風潮があるが、そもそも内部規程とは ICP (Internal Compliance Program) の訳語であるから「社内管理のきまりごと全般」ととらえる方が適切である。
- ⑤ 通達は「内部規程の届出」を不要としているが、それと「内部規程を整備しなくてよい」という命題は別物である。

忘れていたというのは、言い方を変えてみたら話がよりはっきりするはずだということです。ではどんな言い方を？ それは「該当品取扱い企業であっても（輸出先がホワイト国だけなら）ICP なんぞ要らない」と外国でのセミナーで堂々と言えるか ということです。

おそらく聞き手は「なに？ ICP なんぞ要らないですって？」と聞き返すことでしょう。そして更に「じゃあどうやって管理させるんですか？」と重ねて尋ねるでしょう。

みなさん大丈夫ですか？

ところがそれを「堂々と宣言」した英文文書が見つかったのです。2012年に CISTEC が発行した「Overview of Japan's Export Controls」(第3版)の24頁です。

5-2-3-1. General Bulk Export License

With this license, exporters can make multiple exports of controlled but less sensitive items to the following 27 countries: Argentina, Australia, Austria, Belgium, Bulgaria, Canada, Czech Republic, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, South Korea, Luxemburg, Netherlands, New Zealand, Norway, Poland, Portugal, Spain, Sweden, Switzerland, UK, and U.S.A. This license is also called “White Country Bulk License.”

(次頁へつづく)

(前頁よりつづく)

The license is valid for three years from the issued date, but can be extended for another three years when applied for. The validity is nullified for a specific export transaction, however, if the exporter knows that the items involved will be used for the development, manufacture, use, or storage of WMD, in which case the exporter must apply for an Individual Export License.

Note that an exporter must apply for this license only electronically through a network system provided by the government. **But having established ICP is not a must for obtaining this license.**

経産省の「Security Export Control System in Japan」という 2009 年の資料も次のように述べています。

Under previous controls, companies have to establish an internal compliance program (ICP) if they want to obtain a bulk license **but is not mandatory**

こういう大胆なことを書いておいて、実際の社内管理を説明する際には「モデル CP」を引っ張り出したりするんじゃないでしょうか？ 言行不一致は駄目ですよ！ 「ICP なんぞ要らん」と宣言した以上は、「それなしのやり方」を見せて下さいね。

2. 遵守基準は英語で何というか

「Overview of Japan's Export Controls」(第3版)には「Exporters' Compliance Standard」という訳が載っています。(33 頁)

7-2. Exporters' Compliance Standard

In April 2009, METI announced an introduction of new legal framework to reinforce the Japanese system, which is called "**Exporters' Compliance Standard**" that came to effect on April 1, 2010. In this framework, every single person—an individual, a company, or a university—that is engaged in exports of goods or transfers of technology is now obliged to establish certain degree of internal control system. Especially, any person handling controlled items must establish a compliance system that includes at least the following elements.

(以下、省令の二号基準の 9 項目が列挙されています)

一方、経産省の訳は「**guideline**」です。「Security Export Control System in Japan」に曰く

Introduction of legal frameworks to establish ICP (中略)

- ☑ We will introduce a legal framework for urging companies that have certain sensitive technologies to establish ICP.
- ☑ METI will publish a **guideline** that will provide the actions that exporters will have to take in terms of internal export controls.
- ☑ When companies do not follow the guidelines, METI will be able to formally request the company to do so based on the legal framework. The company may be punished if it does not take appropriate actions for export control

「遵守基準」と言われると重々しいひびきを感じます。「万事そのように行動しなくては」という「鉄の掟」のような。

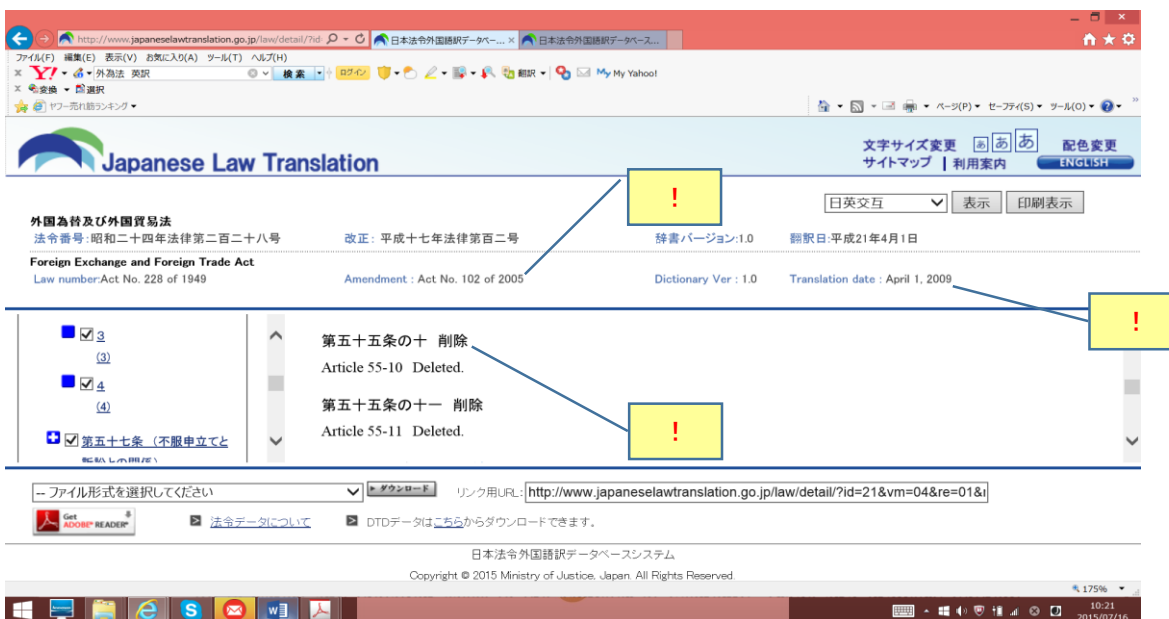
しかし「ガイドライン」と聞けば気分は変わります。(守らなければならないことは一緒ですが)「ああ、これに沿って社内管理を考えて実行せよということなんだな」という受け止め方になるからです。「これに沿って自分で考える」ということですから、自ずと企業における「遵守基準への対応」が自主管理の一種であることが理解できると思います。

3. 外為法ではどう訳しているのか

法務省の Japanese Law Translation サイトではどう訳しているでしょう？ 「外為法英訳」をキーに検索、表示された画面を見て驚きました。 遵守基準に関する規定<法 55条の 10>が載っていないのです。

理由を調べて更にびっくり。法務省サイトに掲載されていたのは、2005 年改正版だったのです。これでは 2010 年施行の<55 条の 10>が載っていないのも無理はありません。

【図 1】「外為法 英訳」をキーに<bing 検索>でたどりついた画面



しかしこんなことでいいんでしょうか？ 5年も昔に施行された法律の英訳がいまだに見られないなんて。

憤慨しながら画面を見て、もう一度びっくりしました。この2005年改正版の英訳掲載は2009年4月。4年も5年もかかるのは昔からの「伝統」だったのでしょうか？ ここまでくると、単なるサボリとは違う話のように感じます。国家財政の厳しさが、こういうところで形になってあらわれているのだろうか、と（ギリシャ騒動の直後だけに）深刻な気持ちになりました。

ところが話はまだ終わりません。Japanese Law Translation サイトのトップページから法令検索メニューで外為法を呼び出すと<法 55 条の 10>が、図 2 のように表示されたのです。こちらでは遵守基準を「standards to meet carrying out the export etc.」と表現しています。（但し訳されたのが2009年12月のため「未施行」の注釈つき）

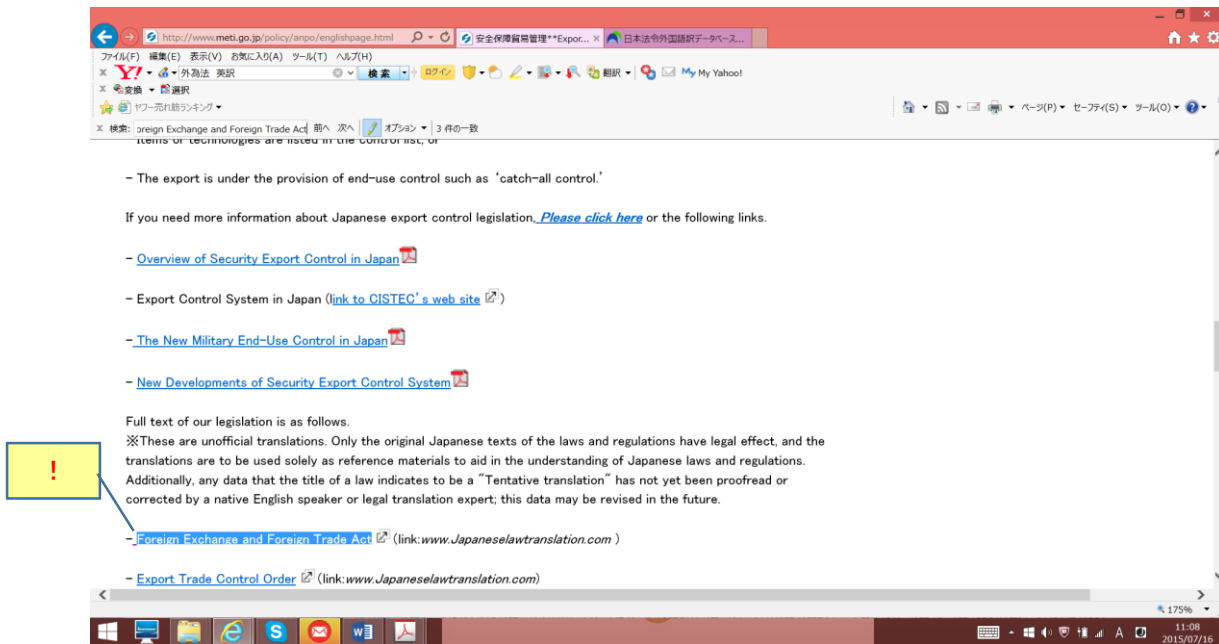
【図 2】 トップページの法令検索メニューからたどりついた画面



さてここで新しい問題の存在が見て取れます。それは、法務省サイトには改正前の条文が現行条文とチャンポンで掲載されているということです。一言で申せば、もう滅茶苦茶ですね。

法務省の問題ばかりあげつらってきましたが、経産省ももう少し頑張っていたideきたいと思っています。図 3 は安保サイトの English Page バナーで開いた画面ですが、ここから英文外為法を閲覧しようとする、図 1 の画面に飛んでしまうからです。

【図3】 安保サイトの English Page



English Page だからといって「どうせ誰も見ない」なんてことはありません。（間違いを指摘する人は、今までいなかったかもしれませんが）一層のサービス向上を期待しております。

(2015.7.21)